

フォルトウナサッカークラブ会則

(名称)

1. 本クラブは、フォルトウナサッカークラブ（以下単にクラブ）とする。

(所在)

2. 本クラブは、山梨県南アルプス市上今諏訪1230-1フォルトウナSCクラブハウスに「フォルトウナサッカークラブ」の事務局を置き、同住所のフォルトウナ・アルプス・プラッツを主たる活動場所とする。

(基本理念)

3. 本クラブは、サッカーを通して正しい心と身体の発育を図り、個々の新しい可能性を見つげだし育成し、より正しい人間づくりを基本理念とし、また地域社会のスポーツ振興に貢献するものとする。

(入会資格)

4. 本クラブに入会できるものは、各クラス別に定められた資格に該当し、本クラブの会則に賛同した者とする。
5. スポーツを行うのに適した健康状態であること。
6. 親権者の許可を得た者であること。
7. 他のサッカースポーツ少年団、サッカー部活動に入っていない者であること。ただし、スクール生希望者はこの限りではない。

(入会手続き)

8. 入会希望者は、クラブ会則を承諾の上、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、事務局に申し込む。尚入会金・年会費・初回の月会費は別に定めるとおりに納入しなければならない。（用紙は事務局にて配布）

(会費)

9. 会費は、年会費・月会費として別に定めるところにより、コース別に会費を納入しなければならない。月会費の納入は別紙に定める方法を選択し納入する。
10. 一旦納入した会費は、原則として返還しない。
11. 大会・遠征試合等についての交通・宿泊費等については別途徴収する。

(保険)

12. 会員は、入会と共に、スポーツ安全協会の保険に入る。加入手続きはすべて本クラブ事務局にて行う。

(練習時間)

13. 会員は、個人の能力と希望に応じて、コース別に定められた曜日、時間に限り、指導を受けることができる。
14. 雨天時、またはそれに付随するグラウンド使用不可能な場合、技術向上を目的とする室内講義、あるいは振りかえ練習を行う場合がある。

(休会・退会)

15. 休会（一ヶ月以上6ヶ月以内）を希望する会員は、事務局に申し出て、別に定める休会費を納入する。休会費は、月会費の半額とする。
16. 退会する者は、その前月の19日までに、事務局に届けなければならない。19日を過ぎた場合には、翌月の会費等を納入する場合がある。
17. 退会手続きを行わない限り、クラブの会員として活動できる。尚、新年度に替わる時は、自動更新とする。

(会員の心得)

17. 会員は、次の事項を厳守しなければならない。
 - 1)スポーツマン精神に則り、全員が明るく、楽しく、元気よく行動すること。
 - 2)クラブへの往復路においては、交通ルールを遵守すること。
 - 3)秩序を守り、本クラブの目的に添うよう、学業面でも努力すること。

(事故の責任)

18. 会員は、グラウンド等施設利用の諸規則を守り、指導者の指示に従って行動するものとし、活動中に起きた事故については、保険の規約範囲内で対処する。またこれに違背して、盗難・損害等の事故が起ころうと、クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

* 本会則は、平成11年1月1日より施行する。

* 第1回改定：平成18年8月31日 第2回改定：平成24年3月1日 第3回改定：平成26年2月28日 第4回改定：平成31年4月1日